

鎌倉市市民活動センターの利用登録基準について

1 現状

- (1) 市として定めたセンターの利用登録基準がなく、曖昧な基準を用いている。
- (2) 個人で団体を名乗る方や、企業のCSR分野など、活動が多様化している。

2 問題点

- (1) 個人や企業などが利用登録できる制度がないこと。
- (2) 指定管理者による判断にも限界があり、統一した案内が難しいこと。
- (3) 鎌倉市で市民活動をしたいという人や団体（法人等の形態を問わず）にとって、市民活動に関する支援を受けづらくなっていること。

3 解決策

市として基準を設ける。

このとき、個人による登録や企業の登録によって既存の登録団体の利用が阻害される恐れがあるものの、現状でサービスを受ける機会を失っている人がいるため、まずは利用登録が可能となるように整備する。

このため、市として最初に整備する基準は、登録にあたって最低限満たす必要のある基準にとどめ、まずは社会貢献活動（＝市民活動）をしようとする人を支援できる体制を整える（センター条例1条）。

見目が公益的団体でなくても（企業・生涯学習等）、活動内容に応じて判断する必要がある。

もし他の利用者を阻害する事例が発生した場合、順次修正を検討する。

（裏面につづく）

利用登録基準（確認事項）（案）

	基準（確認事項）	備考	根拠
1	市内に居住、通勤、通学又は市内で事業を行うものであること。	「事業」とは、営利か否かを問わない。	・センター条例1条 ・つな鎌条例2条1項1号
2	自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であること。	この活動で得た利益を分配していないこと。	・つな鎌条例2条1項2号
3	不特定多数の者の利益の増進につながるものであること。	自治会・町内会活動、特定の団体のための活動、生涯学習や趣味の活動、会員制の活動であっても、活動内容が公益的であればよい。	・つな鎌条例2条1項2号
4	宗教活動でないこと。	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ア
5	政治活動でないこと。 （政治によって具体的な政策を実現しようとするものは除く）	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号イ
6	選挙活動でないこと。	特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。	・つな鎌条例2条1項2号ウ

鎌倉市市民活動センター条例

（利用の制限）

第6条 指定管理者は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

- （1）センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）センターの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- （4）その他センターの管理上支障があると認められるとき。